（在オランダ日本国大使館公使）
外務事務官　石井　哲也
二千十二年フェンロー国際園芸博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる（以上十月二十一日）
衆議院議員　鳩山由紀夫
故スルタン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード　サウジアラビア国皇太子弔問のための特派大使を命ずる
期間は平成二十三年十一月九日までとする（十月二十五日）

金融庁

（検査局総務課統括検査官）内閣府事務官　栗原　一
願により本官を免ずる（十二月一日）

法務省

（法務省刑事局付）法務事務官　崇島　理恵
検事二級（東京地方検察庁検事）に配置換する
（東京区検察庁副検事）副検事　五十嵐恒彦
法務教官（法務総合研究所教官）に任ずる
行武ユイ子
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（以上十二月一日）

文部科学省

植松光夫　吉見俊哉　野村萬斎　宇佐見恵子　岡崎天隆　菅野正　高橋淑子　金澤一郎　住田良能　大島賢三　木下一晃　上川邦雄　三木繁光　西園寺裕夫
日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）（十二月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は，十二月二日ラオス国の建国記念日につき，同月一日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は，十二月二日アラブ首長国連邦の国祭日につき，同月一日同国大統領ハリーファ殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

判決

被告人パークス・レメディオス・ピノに対する覚せい剤取締法違反，関税法違反被告事件について，平成23年11月16日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２２年（あ）第１１９６号

判　決

パークス・レメディオス・ピノ

上記の者に対する覚せい剤取締法違反，関税法違反被告事件について，平成22年６月21日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し，被告人から上告の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中390日を第１審判決の懲役刑に算入する。

理　由

第１　弁護人小清水義治の上告趣意のうち，裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）の憲法違反をいう点について

１　所論は，多岐にわたり裁判員法が憲法に違反する旨主張するが，その概要は，次のとおりである。①憲法には，裁判官以外の国民が裁判体の構成員となり評決権を持って裁判を行うこと（以下「国民の司法参加」という。）を想定した規定はなく，憲法80条１項は，下級裁判所が裁判官のみによって構成されることを定めているものと解される。したがって，裁判員法に基づき裁判官以外の者が構成員となった裁判体は憲法にいう「裁判所」には当たらないから，これによって裁判が行われる制度（以下「裁判員制度」という。）は，何人に対しても裁判所において裁判を受ける権利を保障した憲法32条，全ての刑事事件において被告人に公平な裁判所による迅速な公開裁判を保障した憲法37条１項に違反する上，その手続は適正な司法手続とはいえないので，全て司法権は裁判所に属すると規定する憲法76条１項，適正手続を保障した憲法31条に違反する。②裁判員制度の下では，裁判官は，裁判員の判断に影響，拘束されることになるから，同制度は，裁判官の職権行使の独立を保障した憲法76条３項に違反する。③裁判員が参加する裁判体は，通常の裁判所の系列外に位置するものであるから，憲法76条２項により設置が禁止されている特別裁判所に該当する。④裁判員制度は，裁判員となる国民に憲法上の根拠のない負担を課すものであるから，意に反する苦役に服させることを禁じた憲法18条後段に違反する。

しかしながら，憲法は，国民の司法参加を許容しているものと解され，裁判員法に所論の憲法違反はないというべきである。その理由は，次のとおりである。

２　まず，国民の司法参加が一般に憲法上禁じられているか否かについて検討する。

⑴　憲法に国民の司法参加を認める旨の規定が置かれていないことは，所論が指摘するとおりである。しかしながら，明文の規定が置かれていないことが，直ちに国民の司法参加の禁止を意味するものではない。憲法上，刑事裁判に国民の司法参加が許容されているか否かという刑事司法の基本に関わる問題は，憲法が採用する統治の基本原理や刑事裁判の諸原則，憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討して判断されるべき事柄である。

⑵　裁判は，証拠に基づいて事実を明らかにし，これに法を適用することによって，人の権利義務を最終的に確定する国の作用であり，取り分け，刑事裁判は，人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使である。そのため，多くの近代民主主義国家において，それぞれの歴史を通じて，刑事裁判権の行使が適切に行われるよう種々の原則が確立されてきた。基本的人権の保障を重視した憲法では，特に31条から39条において，適正手続の保障，裁判を受ける権利，令状主義，公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利，証人審問権及び証人喚問権，弁護人依頼権，自己負罪拒否の特権，強制による自白の排除，刑罰不遡及の原則，一事不再理など，適正な刑事裁判を実現するための諸原則を定めており，そのほとんどは，各国の刑事裁判の歴史を通じて確立されてきた普遍的な原理ともいうべきものである。刑事裁判を行うに当たっては，これらの諸原則が厳格に遵守されなければならず，それには高度の法的専門性が要求される。憲法は，これらの諸原則を規定し，かつ，三権分立の原則の下に，「第６章　司法」において，裁判官の職権行使の独立と身分保障について周到な規定を設けている。こうした点を総合考慮すると，憲法は，刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定していると考えられる。

⑶　他方，歴史的，国際的な視点から見ると，欧米諸国においては，上記のような手続の保障とともに，18世紀から20世紀前半にかけて，民主主義の発展に伴い，国民が直接司法に参加することにより裁判の国民的基盤を強化し，その正統性を確保しようとする流れが広がり，憲法制定当時の20世紀半ばには，欧米の民主主義国家の多くにおいて陪審制か参審制が採用されていた。我が国でも，大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という。）の下，大正12年に陪審法が制定され，昭和３年から480件余りの刑事事件について陪審裁判が実施され，戦時下の昭和18年に停止された状況にあった。

憲法は，その前文において，あらゆる国家の行為は，国民の厳粛な信託によるものであるとする国民主権の原理を宣言した。上記のような時代背景とこの基本原理の下で，司法権の内容を具体的に定めるに当たっては，国民の司法参加が許容されるか否かについても関心が払われていた。すなわち，旧憲法では，24条において「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルヽコトナシ」と規定されていたが，憲法では，32条において「何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定され，憲法37条１項においては「すべて刑事事件においては，被告人は，公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定されており，「裁判官による裁判」から「裁判所における裁判」へと表現が改められた。また，憲法は，「第６章　司法」において，最高裁判所と異なり，下級裁判所については，裁判官のみで構成される旨を明示した規定を置いていない。憲法制定過程についての関係資料によれば，憲法のこうした文理面から，憲法制定当時の政府部内では，陪審制や参審制を採用することも可能であると解されていたことが認められる。こうした理解は，枢密院の審査委員会において提示され，さらに，憲法制定議会においても，米国型の陪審制導入について問われた憲法改正担当の国務大臣から，「陪審問題の点については，憲法に特別の規定はないが，民主政治の趣旨に則り，必要な規定は法律で定められ，現在の制度を完備することは憲法の亀も嫌っているところではない。」旨の見解が示され，この点について特に異論が示されることなく，憲法が可決成立するに至っている。憲法と同時に施行された裁判所法が，３条３項において「この法律の規定は，刑事について，別に